

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成28年11月18日

作成者：弁理士 加藤 雅博

【事件名】 臀部拭き取り装置事件  
【事件種別】 審決取消訴訟  
【事件番号】 平成27年（行ケ）第10245号  
【裁判所部名】 知財高裁第2部  
【判決日】 平成28年8月24日判決  
【キーワード】 新規事項の追加

## 【事件の概要】

### 1. 特許庁における手続きの経緯

平成19年 9月 6日	特許出願
平成22年 9月 3日	手続補正（本件補正）
平成22年10月 7日	拒絶理由通知
平成22年11月 2日	手続補正
平成22年12月10日	設定登録
平成27年 2月23日	無効審判請求
平成27年11月11日	請求棄却審決 審決取消請求（本事案）

### 2. 本件補正について

#### <補正前>

##### 【請求項1】

トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置であって、  
便座を昇降させる便座昇降部と、  
前記トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、  
前記便座昇降部によって前記便座が上昇された際に生じる便器と前記便座との間隙を介して、前記便座の排使用開口から前記拭き取りアームに取り付けられた前記トイレットペーパーが露出するように、前記拭き取りアームを駆動させる拭き取りアーム駆動部とを備える、臀部拭き取り装置。

#### <補正後>

##### 【請求項15】

トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置であって、  
前記トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、  
前記臀部を拭き取る位置まで前記拭き取りアームを移動させる拭き取りアーム駆動部とを備え、  
前記拭き取りアーム駆動部は、便器と便座との間隙を介して、前記拭き取りアームを移動させることを特徴とする、臀部拭き取り装置。

◇本件補正に際し、請求項15を新たに独立クレームとして新設。請求項15は、補正前の請求項1に対して「便座昇降部」が除かれた構成となっている。

なお、以下では、請求項15に係る発明を本件発明15ともいう。

### 3. 審決の概要

#### (1) 結論

新規事項の追加には該当しない。

#### (2) 理由

本件特許の出願当初の明細書等には、臀部拭き取り装置が、便座昇降部により便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙を介して、拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーを露出

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



させることが記載されている。一方、当初明細書等には、拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーを露出させる間隙について、便座昇降部により便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙以外のものは、明示的には記載されていない。

しかしながら、当初明細書等の記載によれば、①本件発明の目的は、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる臀部拭き取り装置を提供することであり、②便座昇降部は、便座本体を傾斜させることによって、人が容易に立ち上がれるようにするためのものであることに照らせば、②のような人が容易に立ち上がれるようにするための便座昇降部は、上記①の本件発明の目的を達成するために必ずしも必要なものではなく、拭き取りアームを移動させるための間隙が便器と便座との間に形成されさえすればよいことは、当業者にとって自明の事項である。

また、甲7には、汚物を受ける容器と座部との間に介護者が手を入れられる隙間を設けたことを特徴とするポータブルトレイにおいて、当該隙間を常時空いていることとすれば、汚物を受ける容器と座部との間に隙間を開ける操作をする必要がなくなり、介護者の作業動作を最小とすることができるとの記載があり、便座昇降部によらずに便器と便座との間に隙間を設けることは、本件特許出願前に公知であった。

そうすると、本件発明15の、便座昇降部により便座が上昇された際に生じるものに限定されない「拭き取りアームを移動させる」「便器と便座との間隙」は、当初明細書等を実質的に記載されていたものといえるから、本件発明15に係る特許は、特許法17条の2第3項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたものとする~~ことはできない。~~

## 【裁判所の判断】

### 1. 認定事実

#### (1) 当初明細書等の記載について

##### (イ) 背景技術

「温水洗浄便器は、温水を臀部に噴射して、臀部を自動的に洗浄することができる。温水洗浄便器を用いれば、腰を上げずに、臀部を洗浄することができるので、高齢者や体が不自由な者などにとっては、非常に有用である。ところが、温水洗浄便器を用いた場合、臀部に水滴が残ってしまう。そのため、腰を上げて、臀部と便座との間に隙間を設け、手に持ったトイレットペーパーで、水滴を拭き取る必要がある。しかし、腰を上げて、臀部と便座との間に隙間を設ける作業は、高齢者や体が不自由な者などにとっては、困難である。」（【0002】）

「特許文献3には、腹痛、膝、腰の弱い人や病人、便器から容易に立ち上がれない人のために、便座本体を傾斜させることによって、容易に立ち上がるようにする装置が提案されている。また、特許文献3の段落0007には、傾斜を作って中腰にすることによって、トイレットペーパーの使用が容易になることが記載されている。

なお、便座を傾斜させて、立ち上がりを容易にするための装置は、特許文献4～7にも開示されている。また、水滴の拭き取りとは直接関係はないが、トイレットペーパーを自動で巻き取ることができる装置が、特許文献8に開示されている。」（【0006】【0007】）

##### (ウ) 発明が解決しようとする課題

「特許文献3～7に記載の装置のように、便座を斜めに傾ければ、中腰状態となるので、水滴や汚れを拭き取る際、臀部を便座から上げやすくなる。しかし、臀部と便座との間に、巻き取ったトイレットペーパーを手で持ちながら入れて、水滴や汚れを拭き取らなければならないことには変わりはない。この際、臀部を便座から離れた状態をある一定時間維持しなければならない。このように離れた状態をある一定時間維持することが、高齢者や体が不自由な者などにとっては困難である。

温風によって、水滴を乾かすという温水洗浄便器も存在する。しかし、トイレットペーパーで、しっかり水滴や汚れを拭き取りたいというニーズが存在することは否定できない。さらに、温風による乾燥には、時間がかかるという問題も存在する。

このように、従来の装置は、いずれも、高齢者や体が不自由な者などにとって、完全に、水滴や汚れの拭き取り作業を容易にしていたとは言い難い。便座に座ったままの状態、すなわち、臀部と便座とが接したままの状態、水滴や汚れを拭き取ることができれば、従来に比べ、格段と、水滴や汚れの拭き取り作業が楽になる。

それゆえ、本発明の目的は、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる臀部拭き取り装置及びそれを用いた温水洗浄便器を提供することである。」（【0011】～【0014】）

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



## (エ)課題を解決するための手段

「上記課題を解決するために、本発明は、以下のような特徴を有する。本発明は、トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置であって、便座を昇降させる便座昇降部と、トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、便座昇降部によって便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙を介して、便座の排使用開口から拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーが露出するように、拭き取りアームを駆動させる拭き取りアーム駆動部とを備える。」（【0015】）

「本発明に係る臀部拭き取り装置は、便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙を介して、拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーを露出させることができる。トイレットペーパーが露出した状態で、臀部をユーザ自らが揺すり動かして水滴や汚れを拭き取っても良いし、後述のように自動で拭き取りアームを駆動するようにして水滴や汚れを拭き取っても良い。いずれにせよ、本発明によれば、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことが可能となる。」（【0016】）

## (カ)発明を実施するための最良の形態（第1の実施形態）

「図1及び2に示すように、取付部4bには、ジャッキ部4の先端部分が回動可能に取り付けられている。堅固部材2は、ジャッキ部4が昇降した際に、人の荷重が便座3を介して、加えられていたとしても、それ自身及び便座3を破壊しない程度の強度を有している。ジャッキ部4が昇降した場合、取付部4bに取り付けられた先端部分が回動しながら、堅固部材2及び便座3が傾斜するように昇降する。このように、ジャッキ部4及び堅固部材2は、便座3を昇降させるための便座昇降部として機能する。

堅固部材2及び便座3が上昇したときに生じる便器1と便座3との間隙12から、拭き取りアーム駆動部5によって操作された拭き取りアーム55が出てくる。拭き取りアーム55は、便座3に設けられた排使用開口3aから露出する。拭き取りアーム55には、筒状トイレットペーパー13が取り付けられている。拭き取りアーム55は、拭き取りアーム駆動部5によって、動きが制御される。拭き取りアーム55が動くことにより、筒状トイレットペーパー13は、臀部の水滴や汚れを拭き取る。」

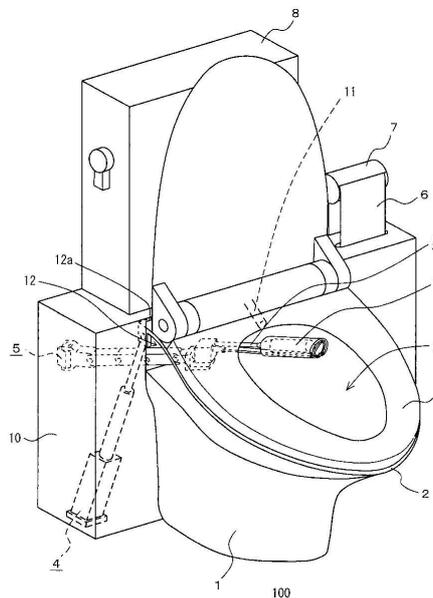
「このように、第1の実施形態によれば、便座が上昇された際に生じる便器1と便座3との間隙12を介して、排使用開口3aから筒状トイレットペーパー13が露出され、臀部の水滴や汚れが拭かれる。従って、便座3に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる。」（【0088】）

「なお、ユーザは、便座3が傾斜している状況で起立することができるように、ステップS119とS120との間には、ある程度の待ち時間がある。」（【0085】）

## (ク)その他の変形例

「また、本発明において、便座昇降部の機構は、ジャッキ部と堅固部材によるものに限られない。エアバックを用いて便座を昇降させてもよい。」（【0119】）

【図2】



# REPORT

あいぎ特許事務所

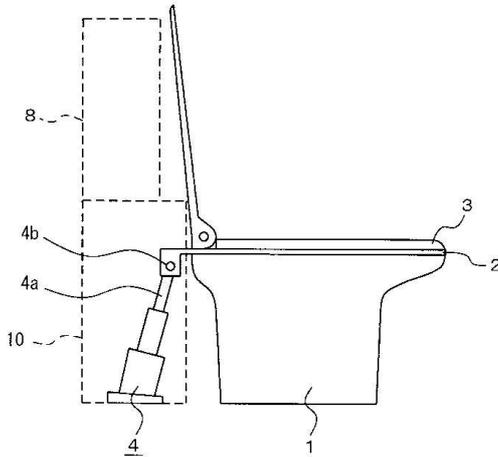
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

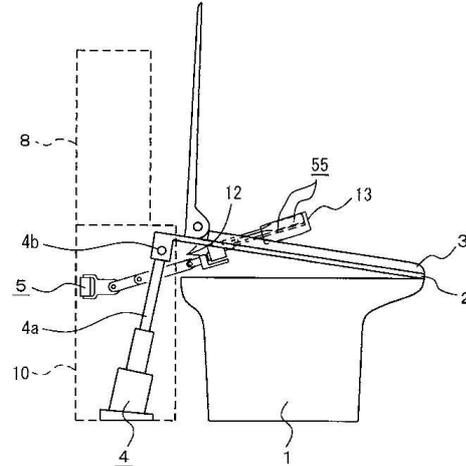
TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



【図 4 A】



【図 4 B】



## (2) 補正前発明について

上記(1)の記載によれば、当初明細書等に記載された発明(補正前発明)について、次のようにいうことができる。

すなわち、補正前発明は、①温水洗浄便器を用いた場合でも、臀部に水滴が残るため、腰を上げて臀部と便座との間に間隙を設け、手に持ったトイレットペーパーで水滴を拭き取る必要があるが、この作業は、高齢者や体が不自由な者などにとっては困難であること、②これに対し、従来技術として、便座本体を傾斜させて便器から容易に立ち上がれるようにする装置があり、この装置が、同時に、水滴や汚れを拭き取ることを容易にしているが、それでも臀部を便座から離さなければならず、十分ではないこと、③また、従来技術として、温風によって水滴を乾かす温水洗浄便器があるが、しっかりと水滴や汚れを取りたいというニーズには十分応えられていないこと、④そこで、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことができる臀部拭き取り装置及びそれを用いた温水洗浄便器を提供することを目的としたこと、⑤そのために、[1]便座を昇降させる便座昇降装置と、[2]トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、[3]拭き取りアームを駆動させるものであって、かつ、便座の排使用開口から拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーを露出させる拭き取りアーム駆動部とを備えるようにした、トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置との構成をとり、⑥これにより、トイレットペーパーを巻くための手間を省けるほか、便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙を介して、拭き取りアームに取り付けられたトイレットペーパーが露出されるため、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を行うことが可能となるという効果を奏するものである。

上記認定によれば、補正前発明は、便座に座ったままの状態、水滴や汚れの拭き取り作業を十分にできることを目的としており、その便座昇降装置は、便座と便器との間に間隙を設けて、そこから拭き取りアームを露出させるという技術的意義を有するものと認められるが、当該装置を用いて、使用者が便器から容易に立ち上がれることを目的としているものとは解されない。

これに対して、原告は、便座昇降装置は、使用者が容易に立ち上げられるようにするとの本件発明の目的を達成するための構成であり、その旨の記載が当初明細書等にあると主張する。しかしながら、便座本体を傾斜させて便器から容易に立ち上がれるようにする装置の問題点を指摘する当初明細書等の記載(【0011】)は、補正前発明がその点も課題として採り入れたとする趣旨ではなく、単に、従来技術の一例を挙げているにすぎないと解される。また、補正前発明の一実施形態が使用者の立ち上りを補助しているとする当初明細書等の記載(【0085】)は、便座昇降装置を採り入れた実施態様では、そのような効果も副次的に生じることを記載するにすぎないと解される。したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

## 2. 取消事由(新規事項追加の有無に対する判断の誤り)について

### (1) 補正の経緯及び審決の判断

本件補正のうち、便座昇降部を除くとした補正事項は、当初明細書等の請求項1に記載された「便座と便器との間隙」が、便座昇降部により形成されるものには限定されないとするものであるから、便座昇降部以外の手段

# REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



で間隙が形成されても、又は当初から間隙が形成されていてもよいことになる。このように、本件補正は、当初明細書等の請求項1の発明特定事項を削除し、発明を上位概念化したものである。

審決は、便座昇降部は本件発明の目的を達成するために必ずしも必要なものではなく、拭き取りアームを移動させるための間隙が便器と便座との間に形成されさえすればよいことは、当業者にとって自明の事項であり、公開特許公報（甲7，【0007】【0008】）によれば、便座昇降部によらずに便器と便座との間に間隙を設けることは、本件特許出願前に公知であったから、拭き取りアームを移動させるための、便座昇降部により便座が上昇された際に生じるものに限定されない便器と便座との間隙は、当初明細書等に実質的に記載されていたものといえると判断した。そこで、以下、検討する。

## （2）検討

当初明細書等の記載には、前記1（1）のとおり、便器と便座との間隙を形成する手段としては便座昇降装置が記載されているが、他の手段は、何の記載も示唆もない。すなわち、補正前発明は、便器と便座との間隙を形成する手段として、便座昇降装置のみをその技術的要素として特定するものである。そうすると、便座と便器との間に間隙を設けるための手段として便座昇降装置以外の手段を導入することは、新たな技術的事項を追加することにほかならず、しかも、上記のとおり、その手段は当初明細書等には記載されていないのであるから、本件補正は、新規事項を追加するものと認められる。

## （3）被告の主張について

①被告は、当初明細書等に接した当業者にとって、便器と便座との間に拭き取りアームを移動させるための間隙さえ形成されていればよく、その手段が当初明細書等に例示されたもの限られないということは、自明の事項であると主張する。

しかしながら、便器と便座との間の間隙を形成する手段が自明な事項というには、その手段が明細書に記載されているに等しいと認められるものでなければならず、単に、他にも手段があり得るという程度では足りない。上記のとおり、当初明細書等には、便座昇降装置以外の手段については何らの記載も示唆もないのであり、他の手段が、当業者であれば一義的に導けるほど明らかであるとする根拠も見当たらない。

②また、被告は、公開特許公報には、便座昇降装置以外の手段で便器と便座との間に間隙を設ける技術が開示されているから、当初明細書等に便座昇降装置以外の手段で便器と便座との間に間隙を設けることは、当初明細書等に実質的に記載されていると主張する。

しかしながら、上記の自明な事項の解釈からいって、他に公知技術があるからといって当該公知技術が明細書に実質的に記載されていることになるものでないことは、明らかである。のみならず、上記公報に記載された技術は、容器6と座部3との間に介護者が手を入れられる隙間を設けることを開示しているだけであり、便器と便座との間に機械的な拭き取りアームが通過する間隙を設けることとは、全く技術的意義を異にしている。

③被告の上記各主張は、いずれも採用することはできない。

## （4）小括

以上のとおりであるから、本件補正が、新規事項の追加にあたらなかったとした審決の判断には、誤りがある。したがって、取消事由は、理由がある。

## 【考察&私見】

・本案件の補正前発明では、「便座に座ったままの状態でも水滴や汚れの拭き取り作業を行う」ことを目的（課題）とし、その課題を解決するために、便器と便座との間に隙間を形成する手段としての便座昇降部と、その形成された隙間を介して移動する拭き取りアームとを備える構成（補正前の請求項1）としている。このような本件においては、隙間を形成する手段は本件課題解決に必須の構成であるといえる。したがって、このような本件において、「便座昇降部」を削除する補正をし、便座昇降部以外の隙間形成手段を導入することは、やはり新たな技術的事項の導入に該当すると思われる、その点からも裁判所の判決は妥当であったと思われる。

・また、本案件では、本件補正後の本件発明15中に「前記拭き取りアーム駆動部は、便器と便座との間隙を介して、前記拭き取りアームを移動させる」との要件が含まれていたが、この要件を含めずに本件補正を行うのも一策であったのではないと思われる。なぜなら、本案件では、本件発明15中に「便器と便座との間隙を介して」との要件が含まれていたことで、その間隙を形成する手段に関し新規事項の追加が争われているからである。そのため、仮にこの要件がなければ、本件補正は新規事項の追加に該当しなかった可能性が高いと思われる。

以上